

四国中央市 御中

四国中央市情報セキュリティ監査  
運用監査報告書(公開版)

令和5年10月31日

運用監査報告書（公開版）目次

1. はじめに .....	3
2. 運用監査について.....	4
(1) 運用監査概要 .....	4
(2) 運用監査実施における特記事項・除外事項等.....	4
(3) 運用監査実施体制.....	5
(4) 運用監査対象と監査実施日時.....	5
(5) 適用基準 .....	6
(6) 評価基準 .....	6
(7) 監査項目の内訳 .....	7
3. 運用監査の結果 .....	7
4. 運用監査総評 .....	8

## 1. はじめに

四国中央市情報セキュリティ運用監査（以下、「運用監査」といいます）は、四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例、法律施行細則、四国中央市情報セキュリティポリシー等（以下、「適用基準」といいます）に基づき管理、運用を行っている情報システム等について、第三者による独立的かつ専門的な立場から、情報セキュリティ上のリスクの有無を点検する目的で実施しました。

本報告書は、運用監査の内容及び結果を報告するとともに、検出されたリスクに対する改善策等を提案する目的で作成しました。

株式会社ナニワ計算センター

監査責任者

萩原 一隆

監査人

有川 聖治

## 2. 運用監査について

### (1) 運用監査概要

運用監査は、①予備調査、②本調査、③監査意見の形成の順に、それぞれ以下の内容で実施しました。

①予備調査…… 令和5年7月26日～令和5年8月10日の期間に、表2に示す監査対象部署の全職員等に対して事前アンケートを配布し、回答していただきました。

事前アンケートの項目は、本調査で点検する監査項目の中から、アンケート回答者の運用に係る基本的なセキュリティ対策に関連する20項目を選定しました。

②本調査…… 本調査で点検した監査項目は、四国中央市の情報セキュリティ対策の向上につながることに配慮して、四国中央市と協議した上で42項目（マイナンバー利用事務系以外の監査対象部署については38項目）を選定しました。

本調査では、選定した監査項目について、監査対象部署の担当者及び管理者へのヒアリング、関連文書類の査閲、現地視察等による点検を実施しました。

③監査意見の形成…… 本調査で収集した監査証拠を分析して、情報セキュリティ対策が不十分であると判断した項目を指摘事項一覧としてまとめ、四国中央市に提示しました。

その後、指摘内容について事実誤認がないかご確認いただき承認いただいた上で、運用監査の結果として本報告書を作成しました。

### (2) 運用監査実施における特記事項・除外事項等

今回実施した運用監査について、特記事項及び除外事項はありませんでした。

(3) 運用監査実施体制

運用監査を実施するにあたり、株式会社ナニワ計算センターで監査チームを結成しました。監査チームの構成員の役割、氏名、所有資格を以下の表1に示します。

役割	氏名	所有資格
監査責任者	萩原 一隆	JASA 認定 公認情報セキュリティ監査人 (CAIS-Auditor)
監査人	有川 聖治	JASA 認定 公認情報セキュリティ監査人 (CAIS-Auditor)
監査人（サポート）	橋本 明子	JASA 認定 情報セキュリティ監査人補 (CAIS-Assistant)
品質管理責任者	竹下 洋	JASA 認定 公認情報セキュリティ監査人 (CAIS-Auditor) JRCA 認定 JIS Q27001:2014 ISMS 審査員補 経済産業省認定 情報セキュリティアドミ ニストレータ

表1. 監査チーム

(4) 運用監査対象と監査実施日時

運用監査の監査対象と監査実施日時の詳細について、以下の表2に示します。

なお、運用監査の点検範囲は、表2の監査対象における「監査実施当日から遡って過去1年間の情報セキュリティ対策の実施状況」を監査対象期間として実施しました。

監査対象部署	監査対象システム	監査実施日時
予防課	消防支援システム（ネホープ）	令和5年8月23日13時30分
介護保険課	介護保険システム	令和5年8月23日15時30分
文化・スポーツ 振興課	施設予約システム	令和5年8月24日10時30分
	図書館システム	
給水整備課	マッピングシステム	令和5年8月24日13時30分
	水道料金システム	
	債権者登録システム（伊予銀・ゆうちょ）	

表2. 監査対象と実施日時

(5) 適用基準

運用監査で用いた適用基準を以下に示します。

- ①四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年四国中央市条例第1号)
- ②四国中央市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年四国中央市規則第8号)
- ③四国中央市情報セキュリティポリシー
- ④地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省)
- ⑤地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(総務省)
- ⑥情報セキュリティ管理基準(平成28年経済産業省告示37号)
- ⑦個別管理基準(監査項目)策定ガイドライン
- ⑧情報セキュリティ監査基準(平成15年経済産業省告示第114号)
- ⑨情報セキュリティ監査基準実施基準ガイドライン
- ⑩情報セキュリティ監査基準実施報告ガイドライン

(6) 評価基準

運用監査で得た監査証拠を分析した結果として、それぞれの監査項目を評価する際の評価基準とその詳細を以下の表3に示します。

評価基準	評価基準の詳細
適合	適用基準に準拠した適切な運用が実施されている事項
重大な指摘事項	適用基準に準拠しておらず、情報セキュリティ事故につながる恐れがあるため、速やかに改善措置を講じる必要がある事項
軽微な指摘事項	重大な指摘には当たらないものの、情報セキュリティ対策の観点から改善が望まれる事項
観察事項	指摘事項ではないが、そのまま放置することにより一定のリスクとなり得る懸念がある事項
評価すべき事項	監査対象部署で独自に工夫した、特筆すべき優れた取り組み等がある場合

表3. 評価基準

(7) 監査項目の内訳

運用監査で用いた監査項目 38 または 42（マイナンバー利用事務系）の内訳を総務省「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(令和5年3月版)」(以下、「ガイドライン」といいます)によるドメイン別に分類したものを以下の表4に示します。

※（ ）内はマイナンバー利用事務系監査対象の監査項目数

ガイドラインのドメイン	選定監査項目数
1. 組織体制	1 (1)
2. 情報資産の分類と管理	1 (2)
3. 情報システム全体の強靱性の向上	— (2)
4. 物理的セキュリティ	4 (5)
5. 人的セキュリティ	12 (12)
6. 技術的セキュリティ	16 (16)
7. 運用	1 (1)
8. 業務委託と外部サービスの利用	2 (2)
9. 評価・見直し	1 (1)

表 4. 監査項目の内訳

3. 運用監査の結果

各監査対象部署の運用監査の結果を、本報告書「2. 運用監査について(6)評価基準」の評価基準別にまとめたものが以下の表5です。

(※)はマイナンバー利用事務系のため、監査項目総数が42になっております。また、「評価すべき事項」については「適合」としてカウントしております。

監査対象部署	評価基準別項目数				
	適合	重大な指摘事項	軽微な指摘事項	観察事項	評価すべき事項
予防課	37	0	1	0	0
介護保険課 (※)	40	0	2	0	1
文化・スポーツ振興課	38	0	0	0	0
給水整備課	36	0	2	0	1
	151	0	5	0	2

表 5. 評価基準別項目数

#### 4. 運用監査総評

今回実施した運用監査の結果、直ちに情報セキュリティ事故につながる恐れがある「重大な指摘事項」は検出されませんでした。

「重大な指摘事項」のように緊急性を要しないが、情報セキュリティリスク低減のために改善策の検討が望まれる「軽微な指摘事項」は予防課において1件、介護保険課において2件、給水整備課において2件検出されました。これにつきましては、いずれも該当監査対象部署の情報セキュリティ対策自体に問題があるわけではなく、さらなるセキュリティ意識向上のために、所属内全職員等への情報セキュリティ対策の周知徹底を強化することが望ましいと判断したため「軽微な指摘事項」としました。該当監査対象部署からは、改善策として所属内全職員等への情報セキュリティ対策の周知徹底を強化する旨伺いましたので、特に問題ないと考えております。

他方、「評価すべき事項」が介護保険課、給水整備課でそれぞれ確認されたことは、情報セキュリティ対策が高いレベルで実施されていることの表れであり、たいへん好ましい傾向であるといえます。

今回の運用監査では、監査対象部署4課に対して、のべ156項目の点検を実施したところ、全体の96.8%にあたる151項目が「適合」の評価であり、総じて適切な情報セキュリティ対策が実施されているとの心証を得ました。

市民の皆様が安心、安全に暮らせる四国中央市のさらなる発展のために、引き続き情報セキュリティ対策の維持向上に尽力されることを期待いたします。

以上